

第 12 号議案

東京都台東区立障害者グループホーム条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、障害者グループホームこじまを設置するため提出します。

東京都台東区立障害者グループホーム条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、心身障害者の福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第18項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）等を行うため、東京都台東区立障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置し、その管理及び利用について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 グループホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京都台東区立障害者グループホームこじま	東京都台東区小島一丁目5番5号

(事 業)

第3条 グループホームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 共同生活援助
- (2) 法第5条第8項に規定する短期入所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東京都台東区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 グループホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他台東区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付して区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、グループホームの管理を行わせることにつき最適な団体を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が最適なサービスの確保に資すること。

(2) 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、グループホームの設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現に指定管理者に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がグループホームの設置目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長がグループホームの管理上必要と認める業務

(個人情報の取扱い)

第7条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用できる者)

第8条 グループホームを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている知的障害者又は身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置の決定を受けた者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置の決定を受けた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(利用手続)

第9条 前条第1号から第3号までに掲げる者が、第3条に規定する事業を利用しようとするときは、利用しようとする事業の

根拠となる法令又は規則で定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。

2 前条第4号に掲げる者が、第3条に規定する事業を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) グループホームの管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に利用を不適当と認めるとき。

(利用料金等)

第10条 第3条に規定する事業を利用した者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料金を納付しなければならない。

2 第3条に規定する事業を利用した者は、規則で定めるところによりその実費を負担しなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(実費の減免)

第11条 前条第2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、同項の実費の額を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消し等)

第12条 区長は、第9条第2項の規定により利用の承認を受け

た者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (2) 利用の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 災害その他の事故により、グループホームの利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 利用者は、グループホームの利用に際して施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 施設の利用の申請その他利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。